東 高 総 調 第 ６ ０ 号
令和８年９月３０日

総務・経理本部長

令和 9・10 年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領

目次

第 1 章　総則（第 1 条ー第 2 条）
第 2 章　申請方法等（第 3 条ー第 5 条）
第 3 章　資格審査（第 6 条ー第 37 条）
第 4 章　保留及び停止等、再審査、取消（第 38 条ー第 41 条）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この要領は、東日本高速道路株式会社契約規程（平成 17 年 10 月 1 日規程第 9 号。以下「規程」という。）第 5 条及び東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年 10 月 1 日細則第 16 号。以下「細則」という。）第 4 条に基づき、工事及び調査等の競争に参加するために必要な資格の申請方法その他必要な事項を定め、もって競争参加資格の認定等について適正かつ円滑な事務手続きを行うことを目的とする。

（資格区分及び認定工種等）

第 2 条　本要領における資格審査の対象となる契約の種類（以下「資格区分」という。）は、細則第 4 条に定める契約の種類のうち工事及び調査等とする。

2　工事及び調査等において認定する工事種別及び業種区分（以下「認定工種等」という。）は、下表のとおりとし、主な工事内容及び業務内容は別表 1-1 及び 1-2 のとおりとする。

	工事	調査等
	工事種別	業種区分
01	土木工事	測量
02	土木補修工事	地質・土質調査
03	舗装工事	環境関連調査

04	ＰＣ橋上部工工事	維持修繕調査
05	鋼橋上部工工事	道路設計
06	橋梁補修工事	橋梁設計
07	建築工事	トンネル設計
08	電気工事	その他土木設計
09	通信工事	建築設計
10	管工事	施設設備設計
11	塗装工事	土木施工管理
12	造園工事	補償関連業務
13	道路付属物工事	図面・調書作成
14	機械設備工事	経済調査
15	受配電設備工事	
16	交通情報設備工事	

3　認定工種等に対する建設業法上の許可業種または営業に関し法令上必要な資格は、別表 1-3 のとおりとする。

第 2 章　申請方法等

（申請方法）

第 3 条　総務・経理本部長は、原則として、次の各号に定める申請方法により資格審査の申請を受付けるものとする。

①　定期受付　国が主体となるインターネット一元受付方式

②　随時受付　電子メール方式

③　総務・経理本部長が必要と認める方式

（受付期間）

第 4 条　総務・経理本部長は、細則第 5 条に基づく資格審査の申請について、次の各号に定める期間に受付けるものとする。

①　定期受付　総務・経理本部長が別に定める期間

②　随時受付　随時

（資格審査の公示）

第 5 条　総務・経理本部長は、資格要件、申請方法、受付期間等の必要な情報を、前条第 1 項第 1 号に定める定期受付の開始前までに官報及びホームページに掲載する方法により公示するものとする。

第 3 章　資格審査

（資格審査）

第 6 条　総務・経理本部長は、資格区分ごとに、次の各号に定める資格審査項目に対する審査を実

施するものとする。

【共通】

① 別表 1-3 に定める認定工種等に対する建設業法上の許可業種または営業に関し法令上必要な資格の有無

② 経営規模（直前決算における自己資本額、営業年数など）

③ 経営比率（外資状況など）

【工事の場合】

④ 客観的事項（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）及び主観的事項

⑤ 建設業法第 27 条の 23 に定める経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 85 号。以下「告示」という。）第 1 第 1 号の 2 に定める審査基準日（以下「経営事項審査の審査基準日」という。）が、定期の資格審査にあっては、令和 7 年 6 月 16 日以降、随時の資格審査にあっては申請をする日の 1 年 7 月前の日より後のもののうち、複数ある場合にはそのうち最新のものに限る。）に係る審査基準日の直前 2 年又は 3 年の事業年度における認定する工事種別ごとの年間平均実績高

（欠格要件）

第 7 条　総務・経理本部長は、次の各号に該当する者については、有資格者として認定してはならない。

【共通】

① 細則第 6 条に該当する者（細則第 6 条第 2 項または第 3 項に該当する者であって、資格審査を行うことについて、総務・経理本部長が特に必要と認めた者を除く。）

② 第 10 条から第 16 条に定める申請書類またはインターネットを使用して申請したデータの重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者

③ 別紙 1 に定める「不正行為等防止約款」に同意しない者

④ 東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。） が定める申請書類の内容に同意しない者

【工事の場合】

⑤ 別表 1-3 に定める建設業法上の許可及び経営事項審査の審査基準日が、定期の資格審査にあっては令和 7 年 6 月 16 日以降、随時の資格審査にあっては申請をする日の 1 年 7 月前の日より後の経営事項審査を受けていない者

⑥ 資格申請中または資格の認定を受けている経常建設共同企業体の構成員である者

【調査等の場合】

⑦ 別表 1-3 に定める営業に関し法令上必要な資格を有していない者

（経常建設共同企業体の資格審査に関する特例）【工事の場合】

第 8 条　総務・経理本部長は、経常建設共同企業体の資格審査を行う場合には、次の各号に基づき審査を実施するものとする。

① 経常建設共同企業体について競争参加資格の審査の対象とする工事種別は、土木工事のみとする

② 経常建設共同企業体を構成する構成員の数は 2 者または 3 者とする

③ 経常建設共同企業体を構成する全ての構成員は、次の各号を全て満たす者でなければならない

ア 前条に定める欠格要件に該当しないこと

イ 土木工事の資格認定時において、単体として C 等級相当の競争参加資格の認定を受けることができる者であること

ウ 純資産の額または出資の総額が 20 億円以下であること、もしくは常時使用する従業員の数が 1,500 人以下であること

エ 土木工事に対応する建設業法上の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が 3 年以上あること

オ 土木工事について元請けとしての施工実績を有すること

カ 監理技術者または国家資格を有する主任技術者を常時雇用し、工事の施工に際し工事現場ごとに当該技術者を専任で配置できる者であること

キ 経常建設共同企業体における各構成員の出資比率については、2 者で経常建設共同企業体を構成する場合は 30%以上、3 者で経常建設共同企業体を構成する場合は 20%以上ある者であること

ク 全ての工事種別について競争参加資格審査の申請をしておらず、また、認定を受けていない者であること（当該者が他の経常建設共同企業体の構成員である場合を含む）

ケ 事業協同組合でないこと

コ 経常建設共同企業体でないこと

（事業協同組合の資格審査に関する特例）【工事の場合】

第 9 条 総務・経理本部長は、事業協同組合の資格審査を行う場合には、次の各項に基づき、審査を実施するものとする。

2 本要領における「事業協同組合」は、次の各号に定める要件を全て満たした者とする。

① 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合であること

② 第 7 条に定める欠格要件に該当しないこと

3 前項各号に定める全ての要件を満たした事業協同組合が中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合は、第 19 条及び第 26 条に定める算定を適用するものとし、事業協同組合本体以外にその組合員のうち事業協同組合が指定する者（以下「審査対象者」という。）を合わせて 1 つの法人として審査するものとする。ただし、指定できる審査対象者は 10 者以下とする。

4 前項に定める「審査対象者」は、次の各号に定める要件を全て満たした者とする。

① 当該事業協同組合の組合員であること（この場合の「組合員」とは、当該事業協同組合の定款に定める組合員資格を有する者をいい、正規の組合員資格を有さない賛助会員等は除く。）

② 当該事業協同組合の理事である個人事業者または当該事業協同組合の理事が役員になっている法人であること

③ 第 7 条に定める欠格要件に該当しないこと

（申請書類）

第 10 条　総務・経理本部長は、競争参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）に対し資格区分ごとに下表に掲げる申請書類を提出させ、又はインターネットを使用して申請させるものとする。

<table>
<tr><td>資格区分</td><td>工事</td><td>調査等</td></tr>
<tr><td>申請書類</td><td>競争参加資格審査申請書（工事）
[様式 1-1]、[様式 1-2]、[様式 1-3]、
[様式 1-4]、[様式 1-5]</td><td>競争参加資格審査申請書（調査等）
[様式 3-1]、[様式 3-2]、[様式 3-3]
[様式 3-4]、[様式 3-5]</td></tr>
<tr><td rowspan="6">申請時に
求める書類</td><td>総合評定値通知書の写し
（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に定める総合評定値通知書をいい、経営事項審査の審査基準日が定期の資格審査にあっては令和 7 年 6 月 16 日以降、随時の資格審査にあっては申請をする日の 1 年 7 月前の日より後のもののうち最新のものをいう。以下同じ。）</td><td>登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
（商業登記簿法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げるもののいずれかの謄本をいう。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">納税証明書の写し
（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下「国税規則」という。）別紙第 9 号書式（その 2）に加え、（その 3）または（その 3 の 2）、法人である場合においては、国税規則別紙第 9 号書式（その 2）に加え、（その 3）または（その 3 の 3）をいい、証明書の発行日が申請をする日の 3 月前の日以後のものをいう。ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第 9 号書式（その 2）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書［様式 11-1］、法人である場合は法人税の申告に関する申出書［様式 11-2］。また、納付すべき租税が更生債権または再生債権となり、更生計画または再生計画が認可されていないため納付ができない場合や、納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第 9 号書式（その 3）、（その 3 の 2）又は（その 3 の 3）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類または納税額について係争中であることを示す書類。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"> 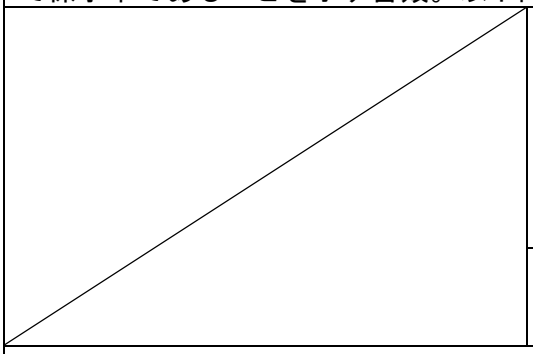 </td><td>財務諸表類
（申請者が法人である場合においては、直前の決算期に係る貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては直前の決算期に係る貸借対照表及び損益計算書。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td>営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他総務・経理本部長が必要と認める書類</td></tr>
</table>

2　総務・経理本部長は、申請者より提出された申請書類において内容の不備、書類の不足等が確認された場合は、必要な都度、申請者に対し電話またはメール等により内容の確認、書類の提出等を求めるものとし、申請書類の余白等に確認日、確認した申請者名、確認内容など必要な情報を記載

するものとする。

（経常建設共同企業体の申請者に求める申請書類）【工事の場合】

第 11 条　総務・経理本部長は、経常建設共同企業体である申請者に対し、下表に掲げる申請書類の提出を求めるものとする。

資格区分	工事
申請書類	競争参加資格審査申請書（工事） [様式 2-1]、[様式 2-2]、[様式 2-3]、[様式 2-4]
申請時に求める書類	総合評定値通知書の写し（全ての構成員分）
	納税証明書の写し（全ての構成員分）
	経常建設共同企業体協定書の写し[様式 6]
	第 8 条第 3 号キに定める出資比率を示す書類
	委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]
	その他総務・経理本部長が必要と認める書類

（事業協同組合の申請者に求める申請書類）【工事の場合】

第 12 条　総務・経理本部長は、事業協同組合である申請者に対し、下表に掲げる申請書類の提出を求めるものとする。

資格区分	工事
申請書類	競争参加資格審査申請書（工事） [様式 1-1]、[様式 1-2]、[様式 1-3]、[様式 1-4]、[様式 1-5]
申請時に求める書類	総合評定値通知書の写し（事業協同組合本体） （第 19 条及び第 26 条の算定を受ける場合は、事業協同組合本体及び全ての審査対象者分）
	納税証明書の写し（事業協同組合本体） （第 19 条及び第 26 条の算定を受ける場合は、事業協同組合本体及び全ての審査対象者分）
	官公需適格組合証明書の写し （第 19 条及び第 26 条の算定を受ける場合）
	組合定款（様式自由）
	役員名簿（様式自由）
	組合員名簿（様式自由）
	共同企業体調書[様式 7] （第 19 条及び第 26 条の算定を受ける場合は、事業協同組合本体及び全ての審査対象者分）
	委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]
	その他総務・経理本部長が必要と認める書類

（合併等の申請者に求める申請書類）

第 13 条　総務・経理本部長は、合併（吸収合併または新設合併）を原因として新設された会社（以

下「合併新設会社」という。）または合併を経て存続した既存の会社（以下「合併存続会社」という。）に対し、下表に掲げる申請書類の提出を求めるものとする。

なお、吸収合併により申請を行う場合の総合評定値通知書については、合併存続会社の営業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査（以下「合併直前経審」という。）を既に受けている場合は、合併直前経審も有効とする。

資格区分	工事	調査等
申請書類	競争参加資格承継申請書（工事） [様式 4] 競争参加資格審査申請書（工事） [様式 1-1]、[様式 1-2]、[様式 1-3] [様式 1-4]、[様式 1-5]	競争参加資格承継申請書（調査等） [様式 5] 競争参加資格審査申請書（調査等） [様式 3-1]、[様式 3-2]、[様式 3-3] [様式 3-4]、[様式 3-5]
申請時に求める書類	総合評定値通知書の写し	営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し
	登記事項証明書の写し	
	納税証明書の写し	
	合併契約書の写し	
	建設業廃業届の写し（建設業廃業届を提出した場合）	財務諸表類
	委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]	
	その他総務・経理本部長が必要と認める書類	

（事業譲渡または会社分割の申請者に求める申請書類）

第 14 条　総務・経理本部長は、事業譲渡または会社分割の当事者（事業譲渡等（事業譲渡または分割のこと）により事業部門の全部または一部を廃止または休止し、別の会社に対し当該事業を譲渡した会社（以下「譲渡人」という。）及び譲渡人からその事業部門を譲受けた会社（以下「譲受人」という。））に対し、下表に掲げる申請書類の提出を求める。

資格区分	工事	調査等
申請書類	競争参加資格承継申請書（工事） [様式 4]	競争参加資格承継申請書（調査等） [様式 5]
	競争参加資格審査申請書（工事） [様式 1-1]、[様式 1-2]、[様式 1-3]、 [様式 1-4]、[様式 1-5] （全ての譲渡人および譲受人分）	競争参加資格審査申請書（調査等） [様式 3-1]、[様式 3-2]、[様式 3-3] [様式 3-4]、[様式 3-5] （全ての譲渡人及び譲受人分）
申請時に求める書類	総合評定値通知書の写し	営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し
	登記事項証明書の写し	
	納税証明書の写し	
	事業譲渡または会社分割契約書の写し	

	建設業廃業届の写し（建設業廃業届を提出した場合）	財務諸表類
	委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]	
	その他総務・経理本部長が必要と認める書類	

（グループ経審の場合の申請者に求める申請書類）【工事の場合】

第 15 条　総務・経理本部長は、国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者にかかる経営事項審査（以下「グループ経審」という。）の結果通知を受けた代表建設業者に対し、下表に掲げる申請書類の提出を求めるものとする。

資格区分	工事
申請書類	競争参加資格審査申請書（工事）（代表建設業者分） [様式 1-1]、[様式 1-2]、[様式 1-3]、[様式 1-4]
申請時に求める書類	グループ経審の総合評定値通知書の写し
	納税証明書の写し（代表建設業者分）
	登記事項証明書の写し（代表建設業者分）
	委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]
	その他総務・経理本部長が必要と認める書類

（持株会社化経審の場合の申請者に求める申請書類）【工事の場合】

第 16 条　総務・経理本部長は、国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者で、かつ、持株会社化経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）の結果通知を受けた者に対し、下表に掲げる申請書類の提出を求めるものとする。

資格区分	工事
申請書類	競争参加資格審査申請書（工事） [様式 1-1]、[様式 1-2] 、[様式 1-3]、[様式 1-4]
申請時に求める書類	持株会社化経審の総合評定値通知書の写し
	納税証明書の写し
	登記事項証明書の写し
	委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]
	その他総務・経理本部長が必要と認める書類

（客観的事項にかかる点数の算定）【工事の場合】

第 17 条　総務・経理本部長は、認定する工事種別ごとに、客観的事項にかかる点数（以下「経営事項評価点数」という。）の算定を行う。

2　客観的事項については、次のとおりとする。

客観的事項	内容
年間平均完成工事高	資格審査の申請をした日の直前に受けた経営事項審査のうち、告示第 1 第 1 号の 1 に定める当期事業年度開始日の直前 2 年または 3 年の各事業

	年度における希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
自己資本額	資格審査の申請をした日の直前に受けた経営事項審査のうち、告示第 1 第 1 号の 2 に定める自己資本額及び同 3 に定める平均利益額
経営状況	資格審査の申請をした日の直前に受けた経営事項審査のうち、告示第 1 第 2 号に定める経営状況
技術力	資格審査の申請をした日の直前に受けた経営事項審査のうち、告示第 1 第 3 号に定める技術力
社会性等	資格審査の申請をした日の直前に受けた経営事項審査のうち、告示第 1 第 4 号に定める社会性等

3　経営事項評価点数は、前項に定める客観的事項毎に次の算式に基づき算定する。

算　式　　0.25×X1 ＋ 0.15×X2 ＋ 0.20×Y ＋ 0.25×Z ＋ 0.15×W

<table>
<tr><th></th><th>客観的事項に対する点数</th><th>点数根拠</th></tr>
<tr><td>X1</td><td>年間平均完成工事高の点数</td><td>競争参加資格審査申請書（工事）[様式 1-2]にて申請する工事種別ごとの年間平均完成工事高に基づき、告示別表第一の区分を求め、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成 20 年 1 月 31 日国総建 269 号。以下『通知』という。）別紙の 1 における当該区分に対応する評点とする。（小数点以下を切捨てた値）</td></tr>
<tr><td>X2</td><td>自己資本額の点数</td><td>総合評定値通知書に記載の評点（X2）とする。</td></tr>
<tr><td>Y</td><td>経営状況の点数</td><td>総合評定値通知書に記載の評点（Y）とする。</td></tr>
<tr><td>Z</td><td>技術力の点数</td><td>総合評定値通知書に記載の評点（Z）において、申請する工事種別に対する建設工事の種類にかかる評点のうち、最も大きな評点とする。
※申請する工事種別のうち、PC 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、橋梁補修工事については、下表に示す建設工事の種類に対する評点（Z）とする。
<table>
<tr><th>申請する工事種別</th><th>総合評定値通知書に記載の建設工事の種類</th></tr>
<tr><td>PC 橋上部工工事</td><td>プレストレストコンクリート構造物</td></tr>
<tr><td>鋼橋上部工工事</td><td>鋼橋上部工</td></tr>
<tr><td>橋梁補修工事</td><td>プレストレストコンクリート構造物
鋼構造物</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>W</td><td>社会性等の点数</td><td>総合評定値通知書に記載の評点（W）とする。</td></tr>
</table>

4　前項表中に定める総合評定値通知書は、建設業法第 27 条の 29 に定める通知とする。

（経常建設共同企業体における経営事項評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 18 条　総務・経理本部長は、前条の定めを準用し、次の各号に定めるとおり経常建設共同企業体における経営事項評価点数の算定を行う。

	客観的事項に対する点数	点数根拠
X1	年間平均完成工事高の点数	競争参加資格審査申請書（工事）[様式 2-2]により申請する工事種別ごとで、構成員ごとの年間平均完成工事高の和に基づき、告示別表第一の区分を求め、『通知』別紙の 1 における当該区分に対応する評点（小数点以下を切捨てた値）とする。
X2	自己資本額の点数	構成員ごとの総合評定値通知書に記載の評点（X2）の平均値（小数点以下を切捨てた値）とする。
Y	経営状況の点数	構成員ごとの総合評定値通知書に記載の評点(Y)の平均値(小数点以下を切捨てた値）とする。
Z	技術力の点数	構成員ごとの総合評定値通知書に記載の評点（Z）の申請する工事種別に対応する建設工事の種類にかかる評点のうち最も大きな評点とし、更にその評点を構成員ごとに比較した場合の最も大きな評点とする。
W	社会性等の点数	構成員ごとの総合評定値通知書に記載の評点(W)の平均値(小数点以下を切捨てた値）とする。

2　総務・経理本部長は、経常建設共同企業体にかかる経営事項評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（事業協同組合における経営事項評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 19 条　総務・経理本部長は、第 9 条第 2 項及び第 3 項で定める要件を全て満たした事業協同組合に対しては、第 17 条の定めを準用し、次の各号に定めるとおり経営事項評価点数の算定を行う。

	客観的事項に対する点数	点数根拠
X1	年間平均完成工事高の点数	競争参加資格審査申請書（工事）[様式 1-2]により申請する工事種別ごとで、事業協同組合本体及び全ての審査対象者の年間平均完成工事高の和に基づき、告示別表第一の区分を求め、『通知』別紙の 1 における当該区分に対応する評点（小数点以下を切捨てた値）とする。
X2	自己資本額の点数	事業協同組合本体及び全ての審査対象者の総合評定値通知書に記載の評点（X2）の平均値（小数点以下を切捨てた値）とする。
Y	経営状況の点数	事業協同組合本体及び全ての審査対象者の総合評定値通知書に記載の評点(Y)の平均値(小数点以下を切捨てた値）とする。

<table>
<tr><td>Z</td><td>技術力の点数</td><td>事業協同組合本体及び全ての審査対象者の総合評定値通知書に記載の評点（Z）において、申請する工事種別に対する建設工事の種類にかかる評点のうち最も大きな評点とし、更にその評点を事業協同組合本体及び全ての審査対象者ごとに比較した場合の最も大きな評点とする。
※申請する工事種別のうち、PC 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、橋梁補修工事については、下表に示す建設工事の種類に対する評点（Z）とする。<table><tr><th>申請する工事種別</th><th>総合評定値通知書に記載の建設工事の種類</th></tr><tr><td>PC 橋上部工工事</td><td>プレストレストコンクリート構造物</td></tr><tr><td>鋼橋上部工工事</td><td>鋼橋上部</td></tr><tr><td>橋梁補修工事</td><td>プレストレストコンクリート構造物
鋼構造物</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>W</td><td>社会性等の点数</td><td>事業協同組合本体及び全ての審査対象者の総合評定値通知書に記載の評点（W）の平均値（小数点以下を切捨てた値）とする。</td></tr>
</table>

2　総務・経理本部長は、事業協同組合にかかる経営事項評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（合併に伴う経営事項評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 20 条　総務・経理本部長は、合併の場合の経営事項評価点数の算定について、合併後の総合評定値通知書を基に第 17 条に定める経営事項評価点数の算定を行う。

なお、吸収合併の申請において、合併直前経審を既に受けている場合には、合併直前経審を基に第 17 条に定める経営事項評価点数の算定を行う。

2　総務・経理本部長は、合併の場合の経営事項評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（事業譲渡または会社分割に伴う経営事項評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 21 条　総務･経理本部長は､事業譲渡または会社分割の場合の経営事項評価点数の算定について、事業譲渡または会社分割後の総合評定値通知書を基に第 17 条に定める経営事項評価点数の算定を行う。

2　総務・経理本部長は、事業譲渡または会社分割の場合の経営事項評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（グループ経審における経営事項評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 22 条　総務・経理本部長は、グループ経審の場合の経営事項評価点数の算定について、当該グループ経審を基に第 17 条に定める経営事項評価点数の算定を行う。

2　総務・経理本部長は、グループ経審の場合の経営事項評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（持株会社化経審における経営事項評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 23 条　総務・経理本部長は、持株会社化経審の場合の経営事項評価点数の算定について、当該持株会社化経審を基に第 17 条に定める経営事項評価点数の算定を行う。

2　総務・経理本部長は、持株会社化経審の場合の経営事項評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（主観的事項にかかる点数の算定）【工事の場合】

第 24 条　総務・経理本部長は、認定する工事種別ごとに主観的事項にかかる点数（以下「技術評価点数」という。）の算定を行う。

2　主観的事項については、次の各号のとおりとする。

①　定期の資格審査の認定をする年の前年の 10 月 1 日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの 8 年間における申請された工事種別ごとの工事の成績評定（土木工事については、第 3 項第 3 号に示す成績評定を含む）

②　NEXCO 東日本が発注した工事にかかる競争参加資格停止等措置の状況

3　技術評価点数は、前項に定める主観的事項を基に次の算式及び各号のとおり計算し、その総和を定数 α（0.301）で累乗した点数（小数点以下第 3 位を四捨五入した値）に、さらに定数 β（別表 5）を乗じて得た点数（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。

ただし、主観的事項の審査基準日の前日までの 8 年間に完成した工事が成績評定の対象工事でないときまたは完成した工事がないときは、工事成績の点数は 0 点とする。

$$\text{技術評価点数} = (\text{算式①}+\text{算式②}+\text{算式③})^{\alpha} \times \beta$$

$$\text{算式①} \quad [\Sigma \{(A-65) \times B \times C \times D \times E\}]$$

$$\text{算式②} \quad [\Sigma \{\gamma \times B \times D \times E\}]$$

$$\text{算式③} \quad [\Sigma \{(A-65) \times B \times D \times E\}]$$

	算定式に対する値	数値根拠
A	工事ごとの工事成績評定点	・主観的事項の審査基準日の前日までの 8 年間に完成した工事（NEXCO 東日本、中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」という。）及び西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 西日本」という。）が発注した工事で認定する工事種別に属する工事 並びに ・希望工事種別のうち土木工事のみ、主観的事項の審査基準日の前日までの 4 年間に完成した国土交通省（北海道開発局、東北・関東・北陸の各地方整備局）発注工事（道路事業の一般土木工事）のうち NEXCO 東日本管内（富山県を除く）での工事 に限る。
B	請負金額を 1,000,000 で除した商（小数点以	

	下の値を端数処理しない。）	
C	難易度係数	[別表 2]
D	機関係数	[別表 3]
E	直近係数	[別表 4]
α	工事成績の点数を対数関数的に増加させるための指数係数	α＝0.301(定数)
β	工事種別ごとに経営事項評価点数と技術評価点数の比率を 4 対 6 とするための係数	[別表 5]
γ	請負工事成績評定要領（平成 26 年 6 月 12 日東高建管第 7 号）第 2 条ただし書きにより、評定の対象から除くとされた工事（以下「災害復旧に係る緊急工事」という）の対応実績に付与する係数	γ＝40

① 算式①は、主観的事項の審査基準日の前日までの 8 年間に完成した工事（NEXCO 東日本、NEXCO 中日本及び NEXCO 西日本が発注した工事で希望する工事種別に属する工事に限る。）ごとに、工事成績評定点から 65 点を控除した点数に請負金額を 1,000,000 で除した商（小数点以下の値を端数処理しない。）と難易度係数（別表 2）、機関係数（別表 3）及び直近係数（別表 4）を乗じた数値の総和（小数点以下第 3 位を四捨五入した値）とする。

② 算式②は、主観的事項の審査基準日の前日までの 8 年間に完成した工事のうち、NEXCO 東日本の災害復旧に係る緊急工事ごとに、災害対応実績係数 γ（40）に請負金額を 1,000,000 で除した商（小数点以下の値を端数処理しない。）と、機関係数（別表 3）及び直近係数（別表 4）を乗じた数値の総和（小数点以下第 3 位を四捨五入した値）とする。

③ 算式③は、希望工事種別のうち土木工事のみ、主観的事項の審査基準日の前日までの 4 年間に完成した国土交通省（北海道開発局、東北・関東・北陸の各地方整備局）発注工事（道路事業の一般土木工事）のうち NEXCO 東日本管内（富山県を除く）での工事ごとに工事成績評定点から 65 点を控除した点数に請負金額を 1,000,000 で除した商（小数点以下の値を端数処理しない。）と機関係数（別表 3）及び直近係数（別表 4）を乗じた数値の総和（小数点以下第 3 位を四捨五入した値）とする。

4 総務・経理本部長は、前項に定める算式により算出した点数と、第 31 条第 2 項に基づき算出した競争参加資格停止等措置の状況の点数の和を技術評価点数とする。この場合において、その和が 0 点に満たない場合であっても、当該負の整数をもって技術評価点数とする。

（経常建設共同企業体における技術評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 25 条 総務・経理本部長は、前条の定めを準用し、次の各号により経常建設共同企業体における技術評価点数を算定する。

① 工事成績の点数は、構成員ごとに、第 24 条第 3 項に定めるとおり算出した点数の平均値(小数点以下を切捨てた値)とする。

② 競争参加資格停止等措置の状況の点数は、構成員ごとに、第 31 条第 2 項に基づき算出した点

数の和とする。

2　総務・経理本部長は、経常建設共同企業体にかかる技術評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（事業協同組合における技術評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 26 条　総務・経理本部長は、第 9 条第 2 項及び第 3 項で定める事業協同組合に対して、第 24 条の定めを準用し、次の各号により技術評価点数を算定する。

①　工事成績の点数は、事業協同組合本体及び審査対象者ごとに、第 24 条第 3 項に定めるとおり算出した点数の平均値(小数点以下を切捨てた値)とする。

②　競争参加資格停止等措置の状況の点数は、事業協同組合本体及び審査対象者ごとに、第 31 条第 2 項に基づき算出した点数の和とする。

2　総務・経理本部長は、事業協同組合本体及び各審査対象者にかかる技術評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（合併の場合の技術評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 27 条　総務・経理本部長は、合併の場合の技術評価点数について、次の各号により算定する。

①　工事成績の点数は、合併前の合併当事者を 1 つの法人とみなして、第 24 条第 3 項に定めるとおり算出した点数とする。

②　競争参加資格停止等措置の状況の点数は、合併前の全ての会社ごとに、第 31 条第 2 項に基づき算出した点数の和とする。

2　総務・経理本部長は、合併の場合の技術評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（事業譲渡または会社分割の場合の技術評価点数の算定に関する特例）【工事の場合】

第 28 条　総務・経理本部長は、事業譲渡または会社分割の場合の技術評価点数について、次の各号により算定する。

①　譲渡人にかかる工事成績の点数は、事業譲渡または会社分割前の譲渡人にかかる対象工事から事業譲渡または会社分割に伴い譲受人に譲渡した事業部門にかかる対象工事を減じたうえで、第 24 条第 3 項の定めにより算定する。

②　譲受人にかかる工事成績の点数は、事業譲渡または会社分割前の譲受人にかかる対象工事に事業譲渡または会社分割に伴い譲渡人から譲受した事業部門にかかる対象工事を加えたうえで、第 24 条第 3 項の定めにより算定する。

③　競争参加資格停止等措置の状況の点数は、前 2 号に準じて、第 31 条第 2 項に基づき算出する。

2　総務・経理本部長は、事業譲渡または会社分割の場合の技術評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（グループ経審の場合の技術評価点の算定に関する特例）【工事の場合】

第 29 条　総務・経理本部長は、グループ経審の場合の技術評価点数について、次の各号により算定する。

① 工事成績の点数は、当該グループ経審にかかる企業集団に属する全ての者を 1 つの法人とみなして、第 24 条第 3 項に定めるとおり算出した点数とする。

② 競争参加資格停止等措置の状況の点数は、当該グループ経審にかかる企業集団に属する全ての者ごとに、第 31 条第 2 項に基づき算出した点数の和とする。

2 総務・経理本部長は、グループ経審の場合の技術評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（持株会社化経審の場合の技術評価点の算定に関する特例）【工事の場合】

第 30 条 総務・経理本部長は、持株会社化経審の場合の技術評価点数について、合併を伴う場合は第 27 条第 1 項、事業譲渡または会社分割を伴う場合は第 28 条第 1 項に準じて算定する。

2 総務・経理本部長は、持株会社化経審の場合の技術評価点数の算定において加算措置は行わないものとする。

（技術評価点数の減算の特例措置）【工事の場合】

第 31 条 技術評価点数の減算は、主観的事項の審査基準日の前日までの 2 年間（以下「工事減算対象期間」という。）に、東日本高速道路株式会社が発注する工事の入札及び契約手続並びにその契約履行に関し、次の各号に該当する行為事実を措置要件とした競争参加資格停止等の措置を講じられた工事申請者に対し行う。

① 競争参加資格停止等事務処理要領（平成 18 年 8 月 7 日東高契 269 号。以下「資格停止要領」という。） 別表第 2 第 1 号、4 号、6 号、8 号、11 号及び 13 号に定める措置要件に該当する行為事実があった場合

② 資格停止要領別表第 2 第 12 号に定める措置要件のうち、故意または重過失により法令その他政令等に違反する行為事実があった場合

2 技術評価点数から減算する点数は、次の各号に定めるところにより算出した工事の請負金額の規模による係数（別表 6）の数値及び競争参加資格停止等措置による係数（別表 7）の数値の積に、さらに工事種別ごとの定数 β を乗じて得た点数（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。

① 工事の請負金額の規模による係数の数値は、前項各号に定める行為事実のあった工事の請負金額に応じ、別表 6 の工事規模係数に掲げる数値とする。

② 競争参加資格停止等措置による係数の数値は、前項各号に定める行為事実を措置要件とした競争参加資格停止等の措置内容に応じ、別表 7 の競争参加資格停止等措置による係数に掲げる数値とする。

3 第 1 項に定める競争参加資格停止等の措置を 2 以上講じられた工事申請者については、各々の競争参加資格停止等の措置について前項により点数を算定し、その合計値を技術評価点数から減算する点数とする。

4 第 2 項に基づき減算された技術評価点数は、第 33 条に定める資格の有効期間において、見直しは行わない。

（競争参加資格の認定）

第 32 条　総務・経理本部長は、第 6 条及び第 7 条により資格審査を行い、資格要件を満たすと認められる場合には工事の資格については工事種別ごとに、調査等の資格については業種区分ごとに認定するものとする。なお、工事の資格に関し、競争参加資格の区分に係る経営事項評価点数及び等級区分に係る総合点数は別表 8 のとおりとする。

2 総務・経理本部長は、随時受付においては、前項に定める資格審査及び認定を経理財務部長に代行させることができる。

3　工事の資格の認定については、契約制限価格に対応した等級区分を設けていない工事種別について、申請する工事種別ごとに第 17 条から第 19 条に定める経営事項評価点数、第 24 条から第 31 条に定める技術評価点数及び経営事項評価点数に技術評価点数を加えて算定した点数（以下「総合点数」という。）を付与して資格を認定する。

4　工事の資格の認定については、契約制限価格に対応した等級区分を設けている工事種別について、希望工事種別ごとに経営事項評価点数、技術評価点数及び総合点数のほか、総合点数を高点順に配列のうえ、経営事項評価点数及び技術評価点数などを総合的に判断して認定した等級を付与して、資格を認定する。

（認定時期）

5　総務・経理本部長は、第 1 項により資格を認定する場合は次の各号に定める日を資格の認定日とする。

①　定期受付　令和 9 年 4 月 1 日

②　随時受付　原則として毎月 1 日

③　その他、上記以外で必要と認められる日

（認定の通知）

6　総務・経理本部長は、第 1 項により資格を認定する者（以下「有資格者」という。） の資格区分ごとに、商号または名称、代表者名、所在地、評価点数その他必要な情報をホームページに掲載することで認定の通知に代えるものとする。

（非認定の通知）

7　総務・経理本部長は、第 1 項により競争参加資格を認定しない者（以下「非認定者」という。）については、非認定者に対し、競争参加資格非認定通知書 ［様式 9］ により通知しなければならない。

（認定後における禁止事項）

8　総務・経理本部長は、競争参加資格を認定した後は、第 5 項各号に定める日から第 33 条に定める日までの間、第 39 条に定める場合を除き、資格を認定した認定工種等について、有資格者の再度の資格審査を行ってはならない。

（資格の有効期間）

第 33 条　資格の有効期間は、前条に定める資格の認定の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。
2　前項の規定にかかわらず、前項の資格の有効期間内に契約者の決定に至らない調達案件における当該調達案件に競争参加する者の資格の有効期間は、当該調達案件に限り、当該調達案件の契約者の決定の日までとする。

（資格審査結果の公表）
第 34 条　総務・経理本部長は、資格審査結果について、資格認定後速やかに、ホームページに掲載する方法により公表しなければならない。

（競争参加資格認定後の工種の追加）
第 35 条　総務・経理本部長は、競争参加資格を認定した後、経営事項審査を受けたことにより工種が追加された場合、工種の追加申請を受付けるものとする。ただし、競争参加資格認定後に別表 1-1 に定める認定する工事種別に対する許可業種を有したことにより追加を申請する工種の完成工事高は「0」とする。

（変更等の届出）
第36条　総務・経理本部長は、有資格者において次の各号に定める事項について変更があった場合は、当該有資格者に対し、変更届[様式10]の提出を求めなければならない。
①　第7条に定める欠格要件に該当する者となったとき
②　死亡、廃業、法人が消滅または解散したとき
③　経常建設共同企業体を解散したとき
④　工事の有資格者について、建設業法上の許可の区分または許可を受けた建設工事の種類に変更があったとき
⑤　調査等の有資格者について、登録を希望する場合に必要とする営業に関し法令上必要な資格の登録状況に変更があったとき
⑥　有資格者が法人である場合においては、本社（店）の商号または名称、代表者名、所在地、電話番号及びFAX番号に変更があったとき
⑦　有資格者が個人である場合においては、その者の氏名、住所、電話番号及びFAX番号に変更があったとき
2　総務・経理本部長は、前項各号に定める届出があったときは、第32条第6項に定めるホームページの掲載の変更を行ったうえで、第32条第5項に定める認定日において公表しなければならない。

（事業協同組合にかかる変更等の届出に関する特例）
第 37 条　総務・経理本部長は、第 9 条第 2 項及び第 3 項で定める要件を全て満たした事業協同組合において、前条第 1 項各号に定める事項のほか、次の各号に定める事項に変更があった場合は変更届の提出を求めなければならない。
①　審査対象者の一部または全部が第 9 条第 4 項各号に該当しなくなったとき
②　官公需適格組合証明を取消されたとき

③　官公需適格組合証明の更新を受けたとき
④　第 12 条に定める申請書類に変更があったとき

第 4 章　保留及び停止等、再審査、取消

（資格の保留及び停止等）

第 38 条　総務・経理本部長は、有資格者が次の各号に定める事項による場合は、資格の保留をするものとする。

①　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしたとき
②　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき
③　経営事項審査申請において、虚偽の申請が判明した場合でなおそのままのとき
④　総務・経理本部長が必要と認めたとき

2　前項第 3 号における保留の通知は、競争参加資格停止等事務処理要領（平成 18 年 8 月 7 日東高契第 269 号）によるものとする。

3　資格の停止等については、競争参加資格停止等事務処理要領（平成 18 年 8 月 7 日東高契第 269 号）によるものとする。

（再度の資格審査）

第 39 条　総務・経理本部長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 32 条第 8 項の定めによらず、再度の資格審査（以下「再審査」という。）を行うことができるものとする。

①　合併を行ったとき
②　事業譲渡または会社分割となったとき
③　グループ経審を受けたとき
④　持株会社化経審を受けたとき
⑤　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けたとき
⑥　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けたとき
⑦　総務・経理本部長が必要と認めたとき

2　総務・経理本部長は、前項第 1 号から第 4 号及び第 7 号については、第 10 条から第 16 条に定める申請書類を、前項第 5 号及び第 6 号については、第 40 条に定める申請書類により、第 6 条から第 7 条に定める資格の審査、第 17 条から第 31 条に定める評価点数の算定を行ったうえで、第 32 条に定める資格の認定を行うものとする。

（会社更生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた場合の申請書類）

第 40 条　総務・経理本部長は、前条第 1 項第 5 号及び第 6 号に定める事項により再審査を行う場合は、下表に掲げる申請書類による。

資格区分	工事	調査等
申請書	競争参加資格審査申請書(工事) [様式 1-1]、[様式 1-2]、[様式 1-3]、	競争参加資格審査申請書(調査等) [様式 3-1]、[様式 3-2]、[様式 3-3]、

<table>
<tr><td></td><td>[様式 1-4]、[様式 1-5]</td><td>[様式 3-4]、[様式 3-5]</td></tr>
<tr><td rowspan="12">申請時に
求める書類</td><td>総合評定値通知書の写し
（更生手続開始の決定等の日以降に受審したものに限る）</td><td>登記事項証明書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">納税証明書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">更生手続開始または再生手続開始決定書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">金融機関等からの支援等を含む資金調達の見通し</td></tr>
<tr><td colspan="2">技術者の確保等工事の施工体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">下請業者、資材業者等との業務の協力状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設機械、建設資材、労務者の確保の状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等にかかる今後の経営方針</td></tr>
<tr><td colspan="2">更生計画案または再生計画案の作成の方針</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>財務諸表類</td></tr>
<tr><td>営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">委任状（行政書士等が代理申請をする場合）[様式 8]</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他総務・経理本部長が必要と認める書類</td></tr>
</table>

（資格の取消）

第 41 条　総務・経理本部長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当し、必要と認められるときは、直ちに当該有資格者の資格を取消すとともに、ホームページに掲載した有資格者情報から抹消しなければならない。

①　第 7 条に定める欠格要件に該当する者となったとき

②　不正の手段により資格の認定を受けたとき

③　消滅、解散または廃業したとき

④　法令の定めによる資格を喪失したとき

⑤　資格取消の申請がなされたとき

⑥　第 39 条に定める再度の資格審査により、有資格者の認定を受けたとき

2　総務・経理本部長は、前項において資格を取消す場合は、ホームページに掲載した有資格者情報から当該者の情報を削除することで、通知に代えるものとする。

3　総務・経理本部長は、第 1 項の定めにより資格を取消したときは、次の各号に該当する場合を除き、資格を取消した日から第 33 条に定める資格の有効期間の最終日までの間、当該者にかわる新たな資格審査は行わないものとする。

①　当該資格を取消した日から第 33 条に定める資格の有効期間の最終日までの間に、第 7 条第 1 号に定める欠格要件のうち、細則第 6 条第 1 項第 1 号、第 3 項または第 4 項に該当する者でなくなった場合

②　経常建設共同企業体でない有資格者が資格取消を申請し、資格が取消された後に当該有資格者であった者が経常建設共同企業体による資格の申請を行った場合

③　経常建設共同企業体である有資格者が資格取消を申請し、資格が取消された後に当該有資格

者であった経常建設共同企業体の構成員が経常建設共同企業体によらない資格の申請を行った場合

④　経常建設共同企業体である有資格者が資格取消を申請し、資格が取消された後に当該有資格者であった経常建設共同企業体の構成員が自らを構成員とする他の経常建設共同企業体による資格の申請を行った場合

4　総務・経理本部長は、前項第1号に該当する者から工事に対する新たな資格の申請があった場合は、資格を取消した直近の点数を上限として、当該者の経営事項評価点数及び技術評価点数を算定のうえ資格を認定する。

附則（令和年月日東高総調第号）

1　この要領は、令和8年10月1日以降に募集する令和9・10年度工事等の競争参加資格申請及び同資格認定に適用する。

2　令和7・8年度工事等の競争参加資格に関する要領（令和6年6月24日東高総調第23号）は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、同要領に基づき、現に手続き中の調達案件は、当該調達案件の契約者の決定の日まで同要領の規定を適用する。

3　本要領第24条に定める定数βは、定期受付における資格の認定日までに定めるものとする。

4　本要領第32条に定める競争参加資格の区分に係る経営事項評価点数及び等級区分に係る総合点数は、定期受付における資格の認定日までに定めるものとする。